主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人中島繁樹の上告理由及び上告人の上告理由について

刑法上の贈賄罪は、それが町議会の議長選挙に関して犯された場合であつても、 公職選挙法――条一項四号にいう「法律で定めるところにより行なわれる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪」にあたらないと解するのが相当である。これと同旨の原審の判断は正当であつて、原判決に所論の違法はない。論旨は、採用することができない。

よつて、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官 全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	戸	田		弘
裁判官	寸	藤	重	光
裁判官	藤	崎	萬	里
裁判官	本	Щ		亨
裁判官	中	村	治	朗